

東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例（平成29年東庄町条例第11号。「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金等の貸付)

第2条 条例第4条第1項で定める奨学金等の貸付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めにより交付する。

- 1 奨学金並びに研修資金は、四半期ごとに交付するものとし、4月、7月、10月、1月に交付するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 2 修学一時金は、一括して交付する。

(貸付け申請手続)

第3条 奨学金等の貸付けを受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に、同表の右欄に掲げる添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

区分	申請書	添付書類
大学生奨学金	大学生奨学金貸付申請書（別記第1号様式）	1 履歴書 2 住民票の写し 3 大学の在学証明書 4 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（別記第2号様式） 5 成績証明書 6 保証書（別記第3号様式） 7 連帯保証人の印鑑登録証明書及び住民票の写し 8 その他町長が必要と認める書類

後期研修医研修資金	後期研修医研修資金貸付申請書（別記第4号様式）	<ol style="list-style-type: none"> 1 履歴書 2 住民票の写し 3 医師免許証の写し 4 専門研修プログラムに専攻医登録したことを証明する書類 5 保証書（別記第3号様式） 6 連帯保証人の印鑑登録証明書及び住民票の写し 7 その他町長が必要と認める書類
修学一時金	修学一時金貸付申請書（別記第5号様式）	<ol style="list-style-type: none"> 1 修学一時金貸付申請理由書（別記第6号様式） 2 修学一時金貸付保証書（別記第7号様式） 3 連帯保証人の印鑑登録証明書及び住民票の写し 4 その他町長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第4条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、奨学金等の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる者でなければならない。ただし、奨学金等の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうちの1人を親権を行なう者又は未成年後見人とする。

2 条例第6条第2項の規定により貸付けの決定を受けたもの（以下「借受人」という。）は、連帯保証人の死亡又はその他連帯保証人として責任を負うことができない事由が生じたことにより連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（別記第8号様式）に変更後の保証人が記名押印した保証書（別記第3号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第5条 町長は、条例第6条第2項の規定により貸付けの適否を決定するにあたっては、書面による審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行なうものとする。

- 2 条例第6条第2項による通知は、医学生奨学金等貸付決定通知書（別記第9号様式）又は医学生奨学金等貸付不承認決定通知書（別記第10号様式）によるものとする。

（交付申請書の提出）

第6条 借受人は、奨学金等の交付を受けようとするときは、毎年度町長が定める日までに医学生奨学金等交付申請書（別記第11号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 大学生奨学金の貸付けを受けている者は、貸付けを受けている期間中は、毎年度、町長の定める日までに大学の在学証明書及び成績証明書を提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第7条 借受人は、奨学金等の最後の交付を受けた日から7日以内に連帯保証人が連署した借用証書（別記第12号様式の1）を町長に提出しなければならない。

- 2 修学一時金の貸付けを受けた者は、交付を受けた日から7日以内に連帯保証人が連署した借用証書（別記第12号様式の2）を町長に提出しなければならない。

（業務の申出等）

第8条 借受人は、常勤医師として東庄町国民健康保険東庄病院の業務に従事しようとするときは、病院勤務申出書（別記第13号様式）に履歴書及び医師免許証の写しを添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、当該借受人が業務に従事すべき期間を決定し、東庄病院勤務期間決定通知書（別記第14号様式）により当該借受人に通知するものとする。

- 3 業務に従事している者が、当該業務の従事を終了しようとするときは、その終了予定日の6ヶ月前までに東庄病院勤務期間満了（終了）申出書（別記第15号様式）を町長に提出しなければならない。

（償還免除の申請）

第9条 条例第8条の規定により、研修資金の償還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、研修資金償還免除申請書（別記第16号様式）を

町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、医学生奨学金等償還免除決定通知書（別記第17号様式）又は医学生奨学金等償還免除不承認決定通知書（別記第18号様式）により申請者に通知するものとする。

（期間の算定方法）

第10条 業務に従事した期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に連続した1月以上の研修及び休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修及び休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。ただし、特に町長が必要と認める期間は、業務に従事した期間とする。

（償還猶予の申請等）

第11条 条例第10条の規定により償還の猶予を受けようとする者は、医学生奨学金等償還猶予申請書（別記第19号様式）に、同条各号に掲げる事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の適否を決定し、医学生奨学金等償還猶予決定通知書（別記第20号様式）又は医学生奨学金等償還猶予不承認決定通知書（別記第21号様式）により申請者に通知するものとする。

（異動の届出等）

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実が発生した日から14日以内に医学生奨学金等借受人等異動届（別記第22号様式）にその事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 借受人の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 大学を留年し、休学、停学その他の事由により1ヶ月以上引き続いて欠席し、復学し、又は退学したとき。

- (3) 研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき。
- (4) 大学を卒業したとき又は研修を修了したとき。
- (5) 奨学金等の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (6) 医師の免許を取得したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 借受人は、貸付の償還が完了するまでの間、毎年4月1日現在の状況を同月10日までに医学生奨学金等現況届(別記第23号様式)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、借受人死亡届(別記第24号様式)に死亡診断書を添えて、町長に届け出なければならない。

(償還の届出)

第13条 借受人は、条例第7条の規定により貸付けを休止され、又は中止された場合において、既に貸付けを休止され、又は中止された期間に係る奨学金を受領しているときは、当該事実が発生した日から14日以内に償還届(別記第25号様式)により町長に届け出たうえで、当該奨学金等を町長が定める日までに一括して返済しなければならない。

2 借受人は、条例第9条第2項に該当することとなったとき(条例第10条の規定による猶予を受けた時にあつては、当該猶予を受けた期間が満了したとき)は、当該事実が発生した日から14日以内に償還届(別記第25号様式)により町長に届け出なければならない。ただし、条例第8条の規定により奨学金等の全部の免除を受けたものにあつては、この限りではない。

3 借受人のうち、修学一時金の貸付けを受けた者が業務に従事しようとするときは、償還届(別記第25号様式)により町長に届け出なければならない。ただし、条例第8条第2項の規定により修学一時金全部の償還の免除を受けた者にあつては、この限りではない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、奨学金等の貸付けに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。